

実務対応報告 18 号の改正（のれんの償却）

平成 27 年 3 月 26 日において、企業会計基準委員会は、改正実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」を公表しました。当該取扱いは、平成 27 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度の期首から適用されます。ただし、少数株主損益の会計処理に関する取扱いを除き、公表後最初に終了する連結会計年度の期首からの適用も可能です。

本稿では、そのうち、のれんの償却に係る改正部分についてご紹介したいと思います。

のれんの償却に係る改正ですが、在外子会社が米国会計基準によっている場合におけるのれんの取扱いです。すなわち、平成 26 年 1 月において、米国における Topic 350「無形資産—のれん及びその他」が改正され、米国の非公開会社において、10 年、またはそれより短い期間にて、定額法によりのれんを償却する処理を選択できるようになりました。

このことに伴い、日本の連結会計で上記のような在外子会社を連結している場合、以下のような場合分けによる取扱いが示されました。

① 改正 18 号の適用後、新たに計上されるのれん

改正 18 号の適用後、在外子会社、特に米国非公開会社が改正後の米国会計基準によって、のれんを現地で償却する方針を採用した場合は、日本の連結会計上、その部分の修正は不要となります。

＜経過措置として、改正 18 号の適用初年度の期首において連結財務諸表に計上されているのれんについて、在外子会社でのれんを償却する場合は、連結会計上、以下の方法を企業結合ごとに適用することになります。＞

② 連結財務諸表におけるのれんの残存償却期間に基づき償却します。

③ 在外子会社が採用する償却期間が連結財務諸表におけるのれんの残存償却期間を下回る場合は、当該償却期間に変更します。この場合、変更後の償却期間に基づき将来にわたって償却をしていきます。

以上